

# 平成18年度公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

国土交通省大臣官房技術調査課



## はじめに

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が必要であり、建設業法では施工体制台帳および施工体系図の作成等が義務づけられているところです。平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という）では、より一層の適切な施工体制の確保が求められるとともに、平成17年4月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、より一層適正な施工体制の確保並びに徹底が求められているところです。

国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行うとともに、適正化法の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度から毎年度、稼働中の国土交通省直轄工事を対象に「施工体制に関する全国一斉点検」を年1回実施しております。

5回目となる今回も、平成18年10月から11月にかけて「施工体制に関する全国一斉点検」を全国

で実施し、点検結果をとりまとめましたのでお知らせします。

一斉点検結果の詳細結果については、国土交通省 HP（[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/130206\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/130206_.html)）に掲載しております。



## 実施方法

### (1) 点検時期

平成18年10月から11月を全国一斉点検期間とし、期間内に抜き打ちで点検を実施。

### (2) 点検対象工事

請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）を対象として実施し、特に低入札価格調査制度調査対象工事および低入札工事に準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という）を重点的に点検を実施（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする）。

### (3) 点検内容

建設業法、適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等以下の項目と下請負契約に関する項目を点検項目としました。また、今年度の新規点検項目として、請負額2,500

万円以上の下請負業者に対して、元請負業者が下請負業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて主任技術者へヒアリングを実施しました。

#### (4) 点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員により、各地方整備局の企画部工事監視官、工事検査官、営繕部の技術・評価課長等、港湾空港部の港湾空港整備課長等、各事務所の副所長、工物品質管理官、技術課長および工務課長等により行いました。実施に当たっては、主任監督員等の立会の上で、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、関係資料の提示を求め点検を行いました。

## 3 点検結果の概要

### (1) 点検結果のポイント

- 全体で1,073件の工事（稼働中工事6,921件の約16%）を点検。このうち低入札工事等は437件（稼働中の低入札工事等1,025件の約43%）
- 全体的に改善は見られたものの、点検を実施した工事のうち約半数（506件、約47%）{H17：568件、約50%}の工事で何らかの不備が見られたため、請負業者に対し改善指導を実施。
- 上記の内容としては、下請負業者の施工個所の段階確認等を実施していないなど、元請負業者の下請施工への関与状況について不備が多く見られた。
- また、落札率別に見ると、落札率が低下するほど不備が発生する割合が高くなる傾向が見られ

表 1 点検項目内容一覧

(i)基本点検項目
【監理技術者等の配置に関する点検項目】 ①元請の監理技術者等の資格・常駐・同一性（JV構成員含む）（建設業法第26条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）
【施工体制台帳の備え付け等に関する点検項目】 ①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項および適正化法第13条第3項） ③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）、④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、⑤労災保険関係成立票の掲示（労働者災害補償保険法施行規則第49条）、⑥工事カルテの登録申請状況
【下請契約に関する点検項目】 ①下請の建設業許可（建設業法第3条）、②軽微な工事の下請契約、③明確な工事内容での下請契約、④適切な請負代金の支払い方法
(ii)一括下請に関する点検項目
【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】 ①技術者専任（現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐）、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁等への届け出等、⑤近隣工事との調整、⑥施工計画（施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査）、⑦工程管理、⑧出来形品質管理（品質管理に関する作業分担、検査・試験の整理・記録、段階確認または施工状況検査の実施）、⑨完成検査（下請業者の完成検査）、⑩安全管理（KY活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の常駐把握、作業主任者の資格確認・把握、災害防止協議会の設置と開催、店社パトロールの実施、新規入場者教育の実施）、⑪下請の施工調整および指導監督（施工体制台帳の内容把握、下請の主任技術者確認・把握、下請に対する安全管理の指導、工程会議の開催、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、作業手順書の作成・指導・監督）
【紛らわしい施工体系に関する点検項目】 ①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース
(iii)下請業者の点検項目
【下請の主任技術者の配置状況】 ①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性
【下請の主任技術者へのヒアリング項目】 ①不当に低い請負代金の実態、②不当な使用資材等の購入強制の実態、③請負代金の支払い実態

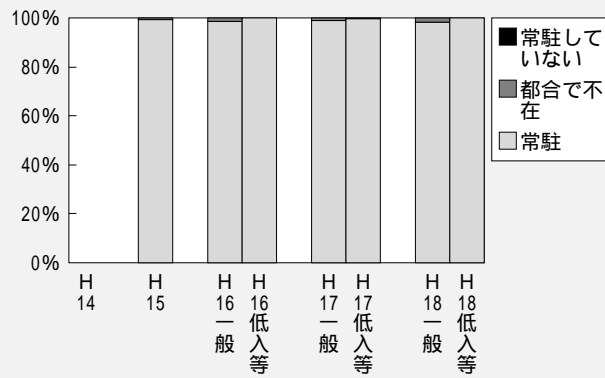


図 1 監理技術者の常駐

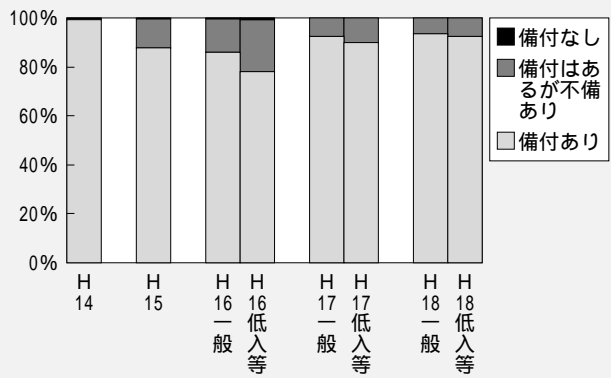


図 2 施工体制台帳

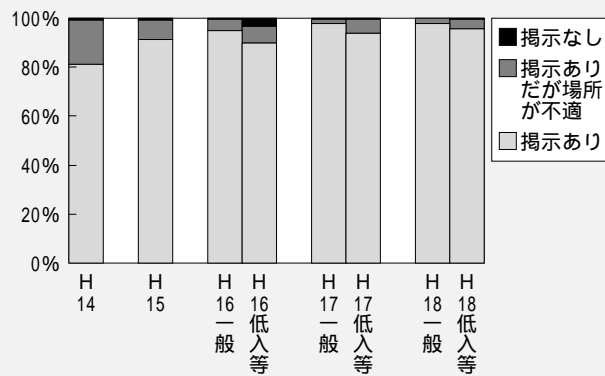


図 3 施工体系図

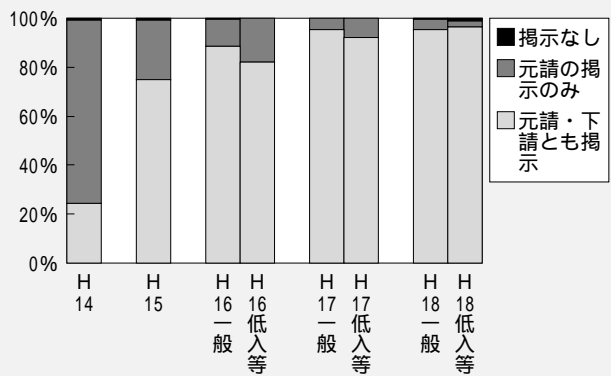


図 4 建設業許可票

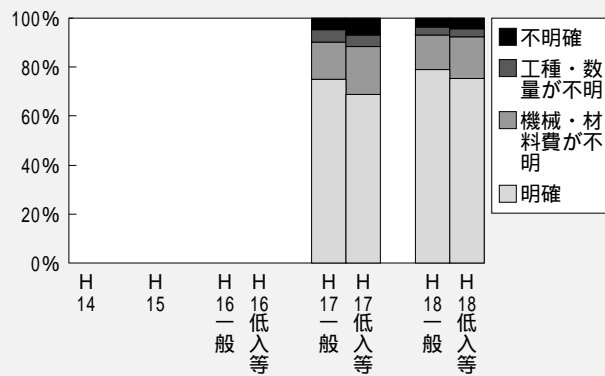


図 5 明確な工事内容での契約

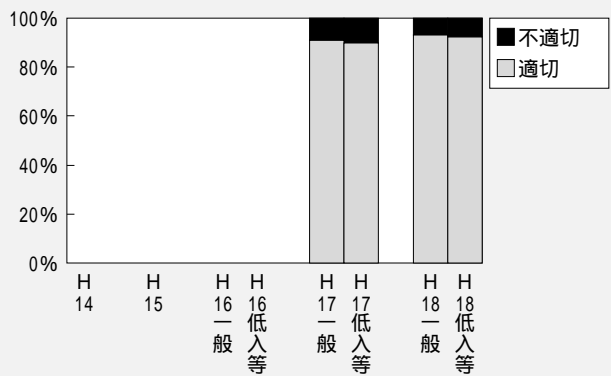


図 6 請負代金の支払い方法

た。

(2) 各点検項目の結果について

① 基本点検項目

- ・建設業法で義務づけられた「建設業許可票の揭示」や「施工体系図の揭示」の履行については改善が見られるが、一部で揭示がないものもあった。
- ・「下請負契約に関する点検」では、元請負業者が下請負業者と明確な工事内容での契約が行われていないケースが約21% (132件) (H17は約

25% (232件)}, 低入札工事では約25% (106件) (H17は約31% (59件))の工事で見られた。

② 一括下請に関する点検項目

- ・「元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検 (図 7)」では、不備が見つかった約34% (361件) (H17は約34% (390件))の工事について請負業者に指導した。
- ・また、今回の点検では一括下請負を行っているケースは見つからなかった。



図 7 元請負業者の下請施工の関与状況に関する調査（一括下請点検）

③ 下請負業者の点検項目（新規）

- ・下請負業者の主任技術者の配置状況は、点検を行った全工事において良好な結果であった。
- ・元請負業者が下請負業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて、下請負業者へのヒアリング結果からは、全ての工事において不適切な事案は見つからなかった。

(3) 低入札工事等の状況について

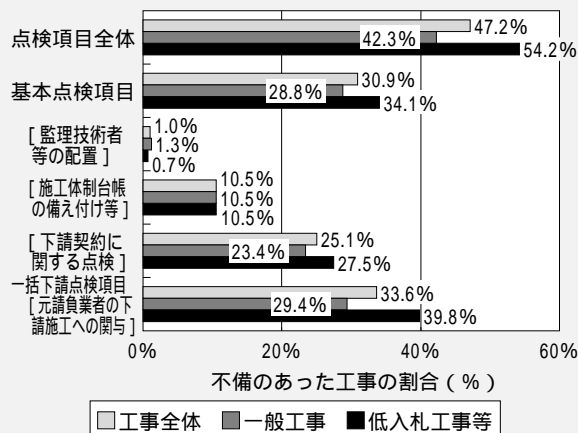
- ・低入札工事等では、一般工事と比べ、総じて不備の割合が多い結果であった。特に、元請業者の下請関与に関する点検項目では、低入札工事等の不備率が10%程度高い結果となった。
- ・落札率別に見ると、落札率が低下するほど不備が発生する割合が高くなる傾向が見られ、特に、元請負業者の下請施工への関与状況の点検において不備が多く見られた。

4 まとめ

全国一斉点検は、今年度で5回目となりますが、今回の点検結果を見ると、平成14年度には不備が目立った建設業許可票の掲示や施工体系図の掲示等の基本点検項目については、年々改善が見られ、特に、担当事務所等に通知した件数が昨年度と比較し減少するなど、発注者、施工者ともに建設業法、適正化法に関する理解の浸透が進んでいることがうかがえます。

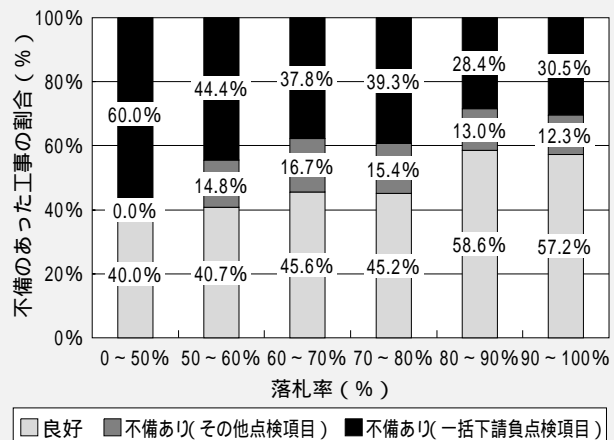
しかしながら、施工体制台帳の備え付けの内容の不備、元請負業者が下請負業者と明確な工事内容で契約を行っていないケース等が見つかるとともに、低入札工事等では、一般の工事と比べ総じて不備の割合が多い結果となるなど、さらなる改善が必要です。

国土交通省としては、さらなる適正な施工体制の確保を図るため、引き続き、元請負業者の下請施工の実質関与が不十分なケースなどについて、通常の監督業務を通じて是正を求めるなど、所要の施策を講じていきます。合わせて、地方公共団体および関係機関等の公共工事発注機関との連携も強化していきます。



不備のあった工事：いずれかの点検項目で「不良」もしくは「一部不良」が見つかった工事

図 8 点検項目別 不備のあった工事 の割合



不備のあった工事：いずれかの点検項目で「不良」もしくは「一部不良」が見つかった工事

図 9 落札率別 不備のあった工事 の割合